

議第188号 呉市集落排水処理施設条例の一部を改正する条例の制定について

1 改正の趣旨

集落排水処理施設の使用料の額については、市民負担の公平性の確保の観点から、公共下水道の使用料の額との整合性を図り、設定しています。

この度、公共下水道の使用料の額を改定するため、これに合わせて集落排水処理施設使用料の額についても同様に改定をするものです。

2 改正の内容

(1) 施設使用料の額の改定

集落排水処理施設使用料の額は下水道使用料の額と同額に設定していることから、この度の下水道使用料の改定（平均改定率9.9パーセント）後の額と同額とする改定をします。

(2) 一般公衆浴場用に係る料金体系の見直し

一般公衆浴場用についてはこれまで基本使用料の設定がありませんでしたが、この度、下水道使用料に基本使用料を設定することとしたため、これと同様に、基本使用料を設定します。

なお、従量使用料の額については、基本使用料の新規設定に伴う使用者の負担を考慮し、引上げは行わず、現行のまま据え置くこととします。

(3) 料金表の改正

ア 現行使用料表

(消費税等抜き)

用途	基本使用料 (1世帯又は1事業所 1月につき) 金 額	従量使用料 (1立方メートルにつき)						
		排除汚水量						
		1立方メートル以上 10立方メートルまで	10立方メートルを超え 20立方メートルまで	20立方メートルを超え 30立方メートルまで	30立方メートルを超え 50立方メートルまで	50立方メートルを超え 100立方メートルまで	100立方メートルを超え 500立方メートルまで	500立方メートルを超える部分
一般用	1,070 円	15 円	200 円	220 円	260 円	290 円	310 円	330 円
一般公衆浴場用	-	94 円						

イ 新使用料表

(消費税等抜き)

用途	基本使用料 (1世帯又は1事業所 1月につき)	従量使用料 (1立方メートルにつき)						
		排除汚水量						
	金額	1立方メートル 以上 10立方メー トルまで	10立方メー トルを超え 20立方メー トルまで	20立方メー トルを超え 30立方メー トルまで	30立方メー トルを超え 50立方メー トルまで	50立方メー トルを超え 100立方メー トルまで	100立方メー トルを超え 500立方メー トルまで	500立方メー トルを超え る部 分
一般用	1,180 円	17 円	219 円	241 円	285 円	318 円	340 円	361 円
一般公 衆浴場 用	1,180 円	94 円						

3 財政収支の見通し

(百万円:消費税等込み)

区 分	使用料改定前 財政推計 (令和2~令和5年度) (A)	使用料改定後 財政推計 (令和2~令和5年度) (B)	差引き (B) - (A)
歳入	2,595	2,595	0
分担金	6	6	0
集落排水使用料	209	230	21
国県補助金	565	565	0
一般会計繰入金	1,029	1,008	△21
市債	717	717	0
その他	69	69	0
歳出	2,595	2,595	0
人件費	204	204	0
職員給与費等	204	204	0
維持管理費	510	510	0
委託料	249	249	0
需用費	222	222	0
その他	39	39	0
施設建設費	749	749	0
施設更新費	248	248	0
公債費	799	799	0
元金	613	613	0
利子	186	186	0
その他	86	86	0
収支差引	0	0	0

※ 各項目を四捨五入しているため、合計と一致しない場合がある。

4 施行期日

令和2年4月1日